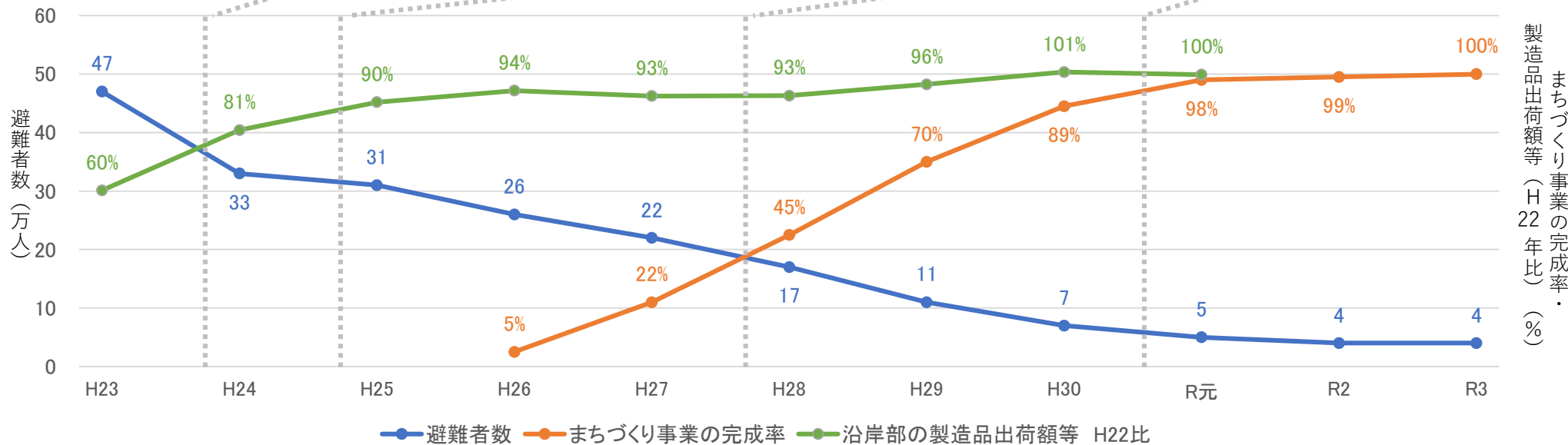


I 復興庁設置以前	II 復興庁設置後	III 集中復興期間後半	IV 復興・創生期間前半	V 復興・創生期間後半
<p>H23.3~H24.1</p> <p>避難所の解消や復旧を進めるとともに、復興の方針・枠組みを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者数最大47万人。避難所の解消、応急仮設住宅の早期完成の推進。 ・生活再建に係る情報発信及び相談等の実施。 ・生活インフラの復旧及び居住地付近のがれき撤去完了。 ・資金繰り支援、仮設工場等の無償貸与等による早期の事業再開。 ・復興基本法の成立及び復興の基本方針・財源の提示。 ・事故収束に注力、冷温停止。 ・除染開始。 	<p>H24.2~H24.12</p> <p>復興庁が発足して、個別の事業計画の策定や事業着手が本格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所が概ね解消。応急仮設住宅に最大約31.6万人入居。 ・公共インフラ等の本格復旧。 ・復興交付金による前例の無い支援。 ・災害公営住宅の着工。 ・グループ補助金による産業施設復旧の推進。 ・概ね3年間で農地復旧、9割の営農再開を目指し支援。 ・福島再生特措法に基づく生活環境整備に向けた取組開始。 ・除染やインフラ復旧の推進。 	<p>H25.1~H28.3</p> <p>財源フレームを見直し、復興を加速化するとともに、被災者支援を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源フレームを10年間32兆円程度に。 ・被災者支援の施策パッケージや「心の復興」事業開始。 ・加速化措置による住宅再建・復興まちづくり事業の進展。 ・がれき処理、三陸鉄道北・南リアス線などの被災インフラの復旧が概ね完了。 ・企業活動は震災前の水準まで概ね回復。 ・中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始。 ・福島再生加速化交付金による避難指示解除地域の生活環境整備。 	<p>H28.4~H31.3</p> <p>地震・津波被災地域のハード面の事業を概ね完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援総合交付金等による支援。 ・住宅再建・復興まちづくり概ね完了。 ・仮設工場等から半数以上が本施設移行。 ・岩手県・宮城県営農再開可能面積99%以上。 ・帰還困難区域を除く面的除染完了。 ・大熊町・双葉町を除き、帰還困難区域以外の避難指示解除。 ・福島イノベーション・コースト構想を法定化。 ・応援職員の派遣等ピーク。 	<p>H31.4~R3.3</p> <p>残された課題に対応するとともに、次期10年の方針を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県・宮城県の応急仮設住宅供与終了。 ・住宅再建・復興まちづくり完了。 ・JR常磐線の全線開通等公共インフラ工事ほぼ完了。 ・仮設工場等から9割以上が本施設移行。 ・帰還困難区域以外の全ての避難指示解除。 ・福島ロボットテストフィールド等の全面開所。



まちづくり事業の完成率・製造品出荷額等 (H22年比) (%)

	Ⅰ 復興庁設置以前 H23.3～H24.1 (10か月半)	Ⅱ 復興庁設置後 H24.2～H24.12 (11か月)	Ⅲ 集中復興期間後半 H25.1～H28.3 (3年3か月)	Ⅳ 復興・創生期間前半 H28.4～H31.3 (3年間)	Ⅴ 復興・創生期間後半 H31.4～R3.3 (2年間)
しくみ・総論	<ul style="list-style-type: none"> 復興構想会議の提言（H23.6）を踏まえ、東日本大震災復興基本法に基づき、H23.6に復興対策本部を設置し、復興の組織・制度の整備を推進。H23.7に基本方針を決定。 復興財源フレーム（5年間19兆円程度）を示し、震災復興特別所得法人税、震災特別交付税等を導入。H23.11に三次補正予算（約12兆円）が成立。H23.12に復興特別区域法が成立。 	<ul style="list-style-type: none"> H24.2に復興庁を設置。復興特別区域法等に基づき、復興交付金等の各種制度が本格的に開始。 H24年度から復興特別会計を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> H25.1の総理指示を踏まえ、同月に復興財源フレームを改定（5年間25兆円程度）。 福島復興再生総局が設置され「東京・福島2本社体制」が確立。 H26年度をもって震災復興特別法人税を廃止。 H27.1に復興財源フレームを改定（5年間26.3兆円程度） H28.3に「復興・創生期間」の基本方針を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> H28年度から「（第1期）復興・創生期間」開始。 復興財源フレーム（10年間で32兆円程度）のもと、H28年度以降の復旧復興事業について、地方負担を一部導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波被災地域では5年間で復興事業がその役割を全うすることを目指す「復興・創生期間」後の基本方針を決定。 R2.6に復興庁の設置期限を10年間延長する等の法律が成立。 R2.7にR3年度以降の事業規模・財源等を決定（15年間32.9兆円程度）。 R3.3に「第2期復興・創生期間」以降の基本方針に改訂。
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> H23から孤立防止・地域コミュニティの復興等のため、緊急雇用創出事業により、住民ニーズの把握、交流場所の提供、生活相談等のサービス提供、見守り等の支援体制の構築等を開始。 H23.12にみやぎ心のケアセンター設置。 H23年度以降、被災児童生徒等のニーズと全国の提供可能な支援のマッチング、教員の加配措置、スクールカウンセラー等の緊急派遣、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等の就学支援等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立防止・地域コミュニティの復興等のための支援を引き続き実施。 H24.2に岩手心のケアセンターを設置。H24.2にふくしま心のケアセンター設置。 H24.6に子ども被災者支援法成立。 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の既存施策を横断的に点検し、H26年度予算措置や今後の運用改善の方向性などを「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」として取りまとめ。 県外自主避難者等への情報支援事業を実施（8都府県で交流会等） H25.5にいわてこどもケアセンター設置。 H27.4に福島県立ふたば未来学園高等学校が開校。 	<ul style="list-style-type: none"> H28年度より、被災者支援総合交付金を創設し、災害公営住宅等でのコミュニティ形成、被災者の生きがいつくり、高齢者等に対する日常的な見守り・相談、被災者の心のケア、県外避難者支援（例：46都府県で生活再建支援拠点設置を通じた交流会等）を実施。 H31.4に福島県立ふたば未来学園中学校が開校。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の長期化等に伴い、被災者の抱える課題が多様化する中、それぞれの状況に応じ、被災者支援総合交付金を通じた支援を継続。 R2.3に岩手県、R3.6に宮城県の被災した全ての公立学校施設の災害復旧事業が完了。 福島県の被災した公立学校施設の災害復旧事業が、帰還困難区域を除き98%完了（R3.6時点）。
住宅・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の早期解消に向け、応急仮設住宅を供給（建設型応急住宅の着工、賃貸型応急住宅の確保）。 災害廃棄物処理指針を定め、国・県・市町村が連携しながら、災害廃棄物を適正かつ効率的に処理。 復興まちづくり計画策定（直轄調査）を進めるとともに、公共インフラの復旧事業計画・工程表をH23.8に提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業を含む個別の復興まちづくり事業の計画策定、公共インフラの復旧事業が本格化。復興交付金による前例のない支援を実施。 H24.8には建設型応急住宅5.3万戸が完成し、避難所がほぼ解消。あわせて災害公営住宅の建設を開始。 全国で初めて鉄道路線をBRTへ切り替え（H24.12、JR気仙沼線復旧完了）。 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明土地や入札不調などの問題に対応し、復興まちづくり事業を加速化するため、大臣のもとにTFを設置し5弾に及ぶ加速化措置を公表。 土地収用の要件緩和・迅速化を盛り込んだ、改正復興特区法がH26.5成立。 H26.3までに、福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物及び津波堆積物の処理を完了。 H27.3に、常磐自動車道が全線開通。 	<ul style="list-style-type: none"> H30.3には主要港湾施設の復旧が完了。 H31.3には上下水道等の生活に密着したインフラの復旧が概ね終了。 H30.6には防災集団移転・区画整理・災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く）の9割以上が完了。 自治体が造成した宅地での住宅の自主再建が本格化。 応急仮設住宅の入居人数は、最大の約31.6万人（H24.4）から、約1万人に減少（H31.3） 土地交換税制をH28.4に新設するなど移転元地の活用を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> R2.3には被災鉄道が全線復旧し、直轄国道の本復旧が完了。 防災集団移転・区画整理・災害公営住宅（調整中及び帰還者向けを除く）の整備が完了（R2.12）。 R3.3には復興道路・復興支援道路の約92%、防潮堤の約85%が整備完了。R3.3には15.4万件の住宅の自主再建が完了。 R3.3には応急仮設住宅の供与が岩手県・宮城県で終了、入居者は福島県の被災者のみ（約0.1万人）に。

分野別の変遷②

	Ⅰ 復興庁設置以前 H23.3～H24.1 (10か月半)	Ⅱ 復興庁設置後 H24.2～H24.12 (11か月)	Ⅲ 集中復興期間後半 H25.1～H28.3 (3年3か月)	Ⅳ 復興・創生期間前半 H28.4～H31.3 (3年間)	Ⅴ 復興・創生期間後半 H31.4～R3.3 (2年間)
産業・ 生業の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者の資金繰り対策として復興特別貸付や緊急保証を開始（R3.3までに約6兆円/約3兆円）。二重債務対策として、債権買取を行う産業復興機構を各県に創設（R3.3までに339件買取）。 ・H23.4より仮設店舗・仮設工場等を無償で貸出し（R3.3までに648件整備）。 ・中小企業等の施設・設備の復旧のためグループ補助金を創設（R2.12までに11867件）。 ・「がんばる漁業復興支援事業」、被災地産食品について「食べて応援しよう！」等を開始。 ・原発事故周辺海域の水産物の放射性物質調査等を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.2に、二重債務対策として債権買取等を行う東日本大震災事業者再生支援機構を設立（R3.3までに747件支援決定）。 ・H24より、原子力災害の影響を受けた地域等で企業立地補助金を開始。 ・H24.4よりマッチング（「結の場」）やハンズオン支援を開始。 ・若手県・宮城県の実業産出額が、震災前を超える水準に回復。 ・ほぼ全ての漁港で一部でも陸揚げ可能に。福島県はH24.6から漁業の試験操業を開始。放射性物質調査等を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H25.12に仮設施設の入居事業者数ピーク（2825者）。H26より仮設施設の長期利用・撤去等の助成開始。 ・H25より津波浸水地域等での企業立地補助金を開始。 ・H26.6に産業復興の目標像や加速化の体制等をまとめた「産業復興創造戦略」を策定。 ・H25年度より、福島県における観光関連復興支援事業費補助金を新設。 ・若手県・宮城県の林業産出額が、概ね震災前の水準に回復。住民の安全・安心の確保も含めた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」をH28.3にとりまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機構の業務期間をR3.3まで延長。 ・H28.4より原子力災害の影響を受けた地域で事業再開補助金での支援を開始。 ・H29に製造品出荷額等がH22比で被災3県全てで100%以上に。 ・H29に、被災地における人手不足に対応するため、人材確保対策をとりまとめ、モデル事業や事業復興型雇用確保事業等を開始。 ・H28を「東北観光復興元年」とし、東北観光復興対策交付金を新設。 ・若手県・宮城県の海面漁業・養殖業産出額が、震災前を超える水準に回復。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業復興機構・支援機構による債権買取をR3.3末で終了。 ・グループ補助金による支援事業者の約45%が震災前水準に業績回復。仮設施設入居者のうち9割以上が本施設移行。 ・R3.3末までに企業立地補助金により総計1153件を支援。 ・R3.3末までに事業再開補助金により総計1229件を支援。 ・外国人延べ宿泊者数「150万人」をR1に前倒し達成。 ・津波被災農地の94%で復旧が完了。 ・被災漁港の全てで陸揚げ機能が回復。被災3県の水産加工施設の98%で業務再開。福島県の試験操業を終了。
原子力災害からの復興	<ul style="list-style-type: none"> ・原発周辺区域に避難指示を発出。放射線量の状況に応じて、順次対象区域を拡大。 ・H23.12に事故炉の冷温停止状態を達成。 ・H23.8に除染特措法公布。モデル事業等により除染事業の知見の収集・整理。 ・低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理等を踏まえ、避難指示区域見直しを開始。 ・原陪審中間指針で賠償の考え方を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災12市町村の各自治体毎に、避難指示区域の見直しを順次実施。賠償基準の見直しを実施。 ・福島復興再生を国の責任の下で実施していくための基本方針・避難解除等区域復興再生計画や特別の措置、健康管理調査等を定めた福島復興再生特別措置法が成立。 ・除染特措法に基づく除染計画の策定、除染の本格的な開始。 ・原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（ランドデザイン）を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域の見直し完了。田村市で初めての避難指示解除。川内村に続き、楢葉町で全町避難自治体で初めての解除。 ・避難地域の復興に向けた行程「早期帰還・定住プラン」や、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、福島再生加速化交付金等の原災地域に特化した施策の措置等により、避難地域の復興を支援。 ・除染の進捗状況を総点検。中間貯蔵施設を大熊町・双葉町に設置し、試験的搬入を開始。 ・風評被害を含む影響への対策TF設置。 ・「福島イノベーション・コースト構想」報告書。 ・福島相双復興官民合同チームを設置し、被災事業者への個別支援を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除が順次進展し、H29.3に、大熊町・双葉町を除いて帰還困難区域以外の避難指示が解除。 ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」に基づき特定復興再生拠点区域制度が成立（福島特措法）。6町村の復興拠点の除染・インフラ整備が順次開始。 ・H29.3に直轄除染地域の面的除染が完了し、H30.3に帰還困難区域を除いた地域の面的除染が完了。 ・福島特措法改正により福島イノベーション・コースト構想推進機構を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.3までに約1,055万㎡の除去土壌等（帰還困難区域のものを含む）を中間貯蔵施設に搬入済み。 ・R2.3までに帰還困難区域以外の避難指示が解除。H31.4に大熊町大川原地区の役場庁舎が開庁。 ・拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除スキームの決定。拠点外の避難指示解除に向けた方針の検討。 ・輸入規制を講じた54か国・地域のうち、39か国・地域が規制撤廃、13か国・地域が規制緩和*。 ・福島イノベーション・コースト構想に基づく福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールドが全面開所。 ・「国際教育研究拠点の設置に向けた有識者会議」最終とりまとめ。
協働と継承	<ul style="list-style-type: none"> ・H23.3に震災ボランティア連携室を設置。現地NPO等や社会福祉協議会ボランティアセンター等との連携、活用可能な財政支援策のとりまとめ・公表を開始。 ・被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するため、全国の都道府県・指定都市に対し、被災地への職員の派遣の協力を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興庁にて、多様な担い手による連携事例の紹介等を開始。 ・H24.4に「復興支援に向けた多様な担い手のロードマップ」を作成し、目標と課題を共有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援コーディネート事業による中間支援組織への支援を開始。 ・H25より復興庁で採用した任期付職員を市町村へ派遣する復興庁スキーム開始。 ・地域課題の解決に当たるNPO等の取組を推進するため、「新しい東北」先導モデル事業を実施（216件）。 ・震災の記録を一元的に保存する国会図書館アーカイブ「ひなぎく」開始。国連防災世界会議を仙台で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H30に福島県浜通りで行政とNPO等多様な主体との協働を促す交流会等を復興庁が主催。 ・伝承施設の連携等を進める震災伝承ネットワーク協議会発足。 ・5周年復興フォーラム等を開催。 ・応援職員の派遣等ピーク。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10年で延べ700万人のボランティアが活動。 ・国営追悼・祈念施設について、R3.1に福島で一部利用開始。R3.3に若手・宮城で整備完了。 ・10年の節目にオンラインシンポジウム、感謝等のビデオレター作成等を実施。R3.3に教訓・ノウハウ集公表。

※（EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、R3（2021）年9月20日からEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、同日以降の資料では英国を分けて計上している）